



NEWS LETTER



NO

54

発行者 適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者ネットおかやま

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

TEL: 086-230-1316 FAX: 086-230-6880

ホームページ: <http://okayama-con.net>

Eメール: npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp

2021年1月発行

2021年 理事長 あいさつ



適格消費者団体 消費者ネットおかやま
理事長 弁護士 河田 英正

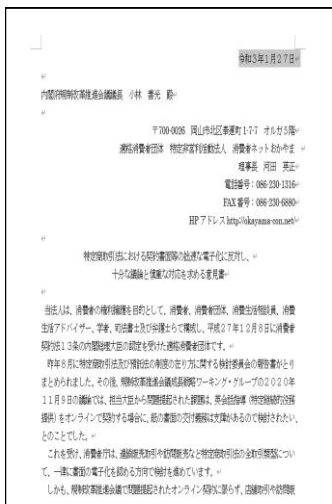
コロナ感染が拡大しているなかで迎えた新年です。社会は不安に覆われ、医療崩壊に命の危険さえ身近に迫っている恐怖さえ覚えています。一方、コロナ感染者に対して差別的な罵声を浴びせたりするなどして社会分断が生じるなど悲しい事がおきています。世界的なパンデミックで、グローバルにこの重い空気が漂って始まった新年です。



こうした社会の変化とともに私たち生活者に起きる問題にも変化を来たらしめています。コロナ渦の社会的不安感を利用した商法が増えてきます。三密を避ける行動は、身近な人との距離をつくり、人々を孤立化させ、消費者被害に遭いやすい環境となっています。

成年者年齢の引き下げも間近に迫ってきていますが、学校教育の場面においては、消費者教育に十分な時間をかける余裕もないようです。落ち込む経済で仕事を失い、収入が減る状況のなか、投資勧誘がなされ、新たな被害をもたらすという悲劇も起きています。こここのころの経済的理由とする自殺者の増加は、今の社会的状況の深刻さを示すものです。

適格消費者団体である私たちは、このような社会状況だからこそ、より一層、緊張感をもって元気に活動をしていくことが期待されています。差し止め請求訴訟を背後に持ちつつ、不適正な商法を早い段階で是正させ、消費者被害を事前に防止することが我々の役割です。情報をいち早く収集し、問題事案の約款、勧誘方法の是正を求めるなど、多くの人の消費者被害を未然に防いでいくことの責務と期待はいつそう大きくなっています。私たちの活動スタイルもこの間に大きな変化がありました。ウェブ会議を導入するなどの手法を取り入れながら、三密を避け、その活動の質を落とすこと無く、新しい可能性も実感しています。どうぞ、この1年の活動を皆様で支えていただきますよう、よろしくお願いたします。



1/27 特定商取引法における契約書面等の拙速な電子化に反対し、十分な議論と慎重な対応を求める意見書を提出しました

1/27 内閣府規制改革推進会議議長、成長戦略ワーキング・グループ座長内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、消費者庁長官、消費者委員会委員長あてに、意見書を提出しました。特商法契約書面の拙速な電子化は消費者保護の大幅後退につながりかねません。詳細はHPに掲載します。

岡山県委託事業 「見守り力アップ講座」 報告

見守り力アップ講座は、7会場が終了。瀬戸内市は、見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)設置に向けての一環として、関係する市の職員を中心に受講しました。浅口市は、昨年からの民生委員全員の講座受講を地区(鴨方、金光)ごとに進めています。矢掛町は、消費生活問題研究協議会メンバーを、倉敷市は、消費生活学級連絡協議会で開催しました。また、おかやまコープの有償ボランティア「は〜とふるネット」もスタッフや応援者対象に開催しました。今後は2月に5会場、計12会場で、計画まであと2会場ですが、新型コロナ感染症の第3波で、自治体関係が開催を見送っており、計画達成は厳しい状況です。

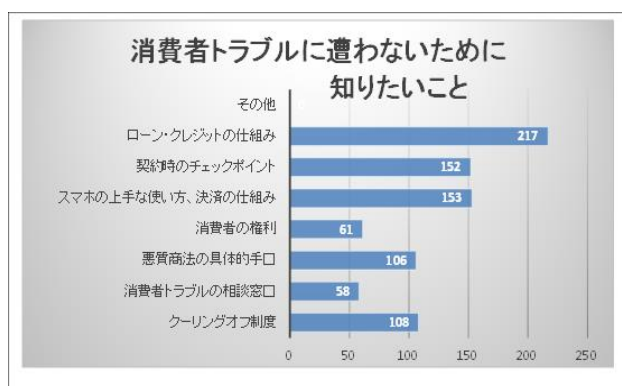
《今年度の開催・計画》 ※2021年1月現在

	開催日	主催者	主な参加者	参加(予定)数	講師
①	7月22日	瀬戸内市生活環境課	市職員、地域包括支援C	19人	高原佐知司法書士
②	8月3日	浅口市健康福祉課	金光地区民生委員	24人	高原佐知司法書士
③	10月19日	矢掛町町民課	消費生活問題研究協議会	22人	岡美穂相談員
④	11月5日	おかやまコープは〜とふるネット	コーディネーター事務局	10人	畠中恵美子相談員
⑤	12月1日	倉敷市消費生活学級連絡協議会	各学区消費生活学級長	30人	岡美穂相談員
⑥	12月3日	おかやまコープは〜とふるネット 倉敷エリア	高齢者の家事援助を行う う応援者	20人	國塩香相談員
⑦	12月7日	おかやまコープは〜とふるネット 倉敷エリア	高齢者の家事援助を行う う応援者	20人	國塩香相談員
⑧	2月3日	瀬戸内市地域包括センター	豊原地区民生委員	20人	高原佐知司法書士
⑨	2月5日	県消費者団体連絡協議会	各構成団体幹事	12人	國塩香相談員
⑩	2月8日	おかやまコープ 岡山西エリア	実行委員、エリア委員	20人	畠中恵美子相談員
⑪	2月8日	瀬戸内市地域包括センター	玉津地区民生委員	20人	高原佐知司法書士
⑫	2月18日	芳泉地区民生委員協議会	民生委員	25人	高原佐知司法書士

高校生に 成年年齢引き下げアンケート を実施しました。

岡山県立岡山南高校と岡山市消費生活センター・岡山市ESD・市民協働推進センターのご協力で、2022年に成年年齢を迎える高校生の消費生活実態とニーズ把握のためにアンケートを実施し、345枚の回答をいただきました。

回答中57%の高校生が、パソコン・スマホで商品・サービスの購入歴ありと答え、ローン・クレジットの知識に関心が高いことが分かりました。効果的な情報提供ツール(複数回答)を聞く質問には、YouTube(223人)、Instagram(190人)、Twitter(186人)と答えた方が圧倒的に多く、次はLINEの156人でした。試験的に「STOP! 消費者トラブル劇場」の動画を作り、YouTubeにアップしました。



ショートバージョンは、
こちらを ⇒



<https://youtu.be/sec5oXxDdo>

検索

YouTube 消費者ネットおかやま

2020年度 主な差止請求・申入れ・照会活動

事業者名、時期	申入れ、差止め等の内容	経過・結果
信用保証会社 6社 県内 金融機関 7社 2019/1/16～ 2020/11/16	カードローン契約約款に相続開始による期限の利益喪失の条項が、民法規定を超えて消費者に一方的に不利益な条項と判断し、県内本店がある金融機関に質問書を送り、契約書面の提供を受けました。民法改訂に伴い、申し入れに沿ってカードローン約款の変更が行われたことを確認しました。	13 社約款改善確認 終了
県内 自動車学校 2019/1/17～ S社 継続中	自動車学校の入校契約成立後の消費者都合による契約取消しの場合のキャンセル料が、事業者が被る平均的損害を超える疑いがあり、県内すべての自動車学校から資料を取寄せ検討し、問い合わせ、1社を除いて回答がありました。回答が無かった自動車学校へ、41条事前請求書を送付したところ、キャンセル料の根拠となる一部資料が送付され、残り資料の送付を待っています。	S自動車学校 継続中
「駿楽」新聞広告 (株)元気堂本舗 2019/3/15～ 2020/7/16 終了	ひざの関節痛に効くと謳う機能性表示食品「駿楽」の新聞広告での「非変性Ⅱ型コラーゲン」の効能表現が、景表法の優良誤認表示に該当すると判断し、効能表現根拠等を3/15に問い合わせました。届いた食品雑誌の要約は健康な壮年者に対する実験2つを組み合わせたもので、膝関節に問題を抱える高齢者対象の広告根拠としては問題があり、4/3事前請求書を送付しました。4/28の回答は、指摘した新聞広告は一切掲載していないとの内容。他の媒体で同様の広告があれば改めて申し入れることとし、終了としました。	新聞広告の不掲載を 確認し、7/16 終了 文を送付。
(株)GRACE 2020/1/16～	インターネットサイト健康食品を販売事業者。定期購入の解約・休止連絡方法を電話のみだが、「電話が全くつながらない、解約を申し入れたのに商品・請求書が送られてきた」との情報提供があり、消契法10条違反の疑義により1/16問合書を送付、しかし回答はなく8/7申入書を送付、2021/1/25事前請求書を送付しました。	事業者対応待ち 継続中
(株)メディビューティ LACOCO 2020/4/8～	脱毛ビューティサロン全国展開事業者。「月額3000円(初回0円)まるっと全身脱毛を6ヶ月で」のHP広告を見て来店したところ3300円36回払い総額118800円の説明を受けたと情報提供があり、表示根拠資料の提供を求め質問書を送付。さらに申入書を送付したところ、改善検討中で回答期限延長の連絡がありました。	事業者回答待ち 継続中
県内 結婚式場 S社 2019/07/11～	結婚式場のキャンセル料について、式当日まで1年以上あるのに10万円の解約金を請求されたと情報提供があった事例について、消費者契約法9条1号平均的損害を超える疑いがあり、質問書を送付し、回答が届きました。質問書3を発送、回答待ち。	事業者回答待ち 継続中
県内 大学進学予備校 O社 2020/9/10～	入学募集要項の「一旦納入した学費は返還いたしません」について、消契法9条1号平均的損害を超える疑いがあり、質問書を送付し、回答が届きました。21年度は募集要項を改善する旨の回答がありました。次年度募集要項の発行を待って改善確認を行います。	次年度の募集要項 発行待ち。
県内 岩盤浴サービス M社 2020/11/16～	中途解約を申し出たら、高額違約金の請求を受けた事例。他、「解約は来店に限る、事業者の必要に応じて規約・規則が改訂できる」の条項が消契法に違反する疑いがあり、質問書を送付しています。	事業者回答待ち 継続中
(株)フォーチュン 2021/1/25～	通信契約を最適化する「あんしんサポート」サービス提供事業者に、解約事務手数料や、クーリングオフに関する不実告知など消契法・特商法に沿った内容への改善を求め申入書を送付しました	事業者回答待ち 継続中

消契法=消費者契約法、景表法=不当景品類及び不当表示防止法、特商法=特定商取引法 の略です。

河田理事長の私的消費者問題史 (7)

靈感商法～先祖のたたりじゃ、壺を買え

昭和60年の秋のころであったろうか。先祖の因縁を説かれて高額の壺を買ってしまったが、解約したいと高齢者からの相談を受けた。市価数千円ぐらいの大理石の壺である。これが5, 6万円で売られていたのである。この交渉が、統一教会の靈感商法と対決することになった始まりである。家庭を訪問し、運命鑑定などの話題から家族関係・歴史を聞き出し、統一教会の施設（ビデオセンターなど）に連れて行き、霊能者と称する人が登場し、3代前、あるいは7代前の殺生因縁などを説いて、解怨するために壺の購入をさせていた。一方、若者には街頭で青年アンケートをして、その人の興味を探り、その情報を巧みに利用して先祖の因縁話を持ち出して恐怖に陥れさせて、壺の購入、着物、絵画、アクセサリなどを購入させていた。全国靈感商法対策弁護士連絡会（略称全国弁連）が昭和62年5月に立ち上がり、岡山でも同じ頃、弁護士26人で弁護団を立ち上げ、全国弁連で情報を共有しながら、この被害救済に組織的に取り組んだ。全国弁連で被害統計をとりはじめた1987年から2017年までの間の靈感商法被害総額は1191億円、その内、壺の被害総額は約28億円となっている。

岡山で弁護団を立ち上げた直後から、事務所、自宅に無言電話、出ると切れる電話がひっきりなしにかかるようになった。その妨害行為は、だんだんとエスカレートし、昭和62年7月30日から私の名を語って役所に無理難題をふっかける電話をされたり、高級料理店の予約、ハワイまでの航空チケット、寿司などの偽注文などがつぎつぎとなされるようになった。ガス漏れ通報がなされてガス会社の人々が駆けつけたり、葬儀社の人々が神妙な顔してきたり、深夜には、タクシーの配車がなされて起こされたりで、インターホンは切って生活しななければならない状況となった。警察の捜査が始まり、妨害行為は10日ほどで収まった。

その後、統一教会は、世界平和統一家庭連合と名称を変えて宗教団体として、今も活動していて、被害を訴える人からの相談を受けている。2018年、消費者契約法で靈感商法は取り消しうる1類型契約として規定された。

学習企画ご案内

2/27(土) 13:30～15:30 学習報告会 オルガホール ZOOM 参加 OK

講演『食品と成分と機能性に関するほんとうの話～科学的根拠について聞いてみよう～』

講師：岡山大学大学院環境生命科学研究科 教授 中村 宜督（よしまさ）氏

※講演後、インシッパ訴訟の経過報告を行います。詳細は別紙チラシをご参照ください

3/9(火) 15:30～17:00 オルガ5階

特定適格消費者団体の活動と今後の展望・課題(仮題)

講師：特定適格消費者団体 消費者機構日本 専務理事 磯辺浩一 氏

消費者被害被害回復訴訟ができる特定適格消費者団体の活動についての学習会です。ZOOM参加可能です。詳細は今後HPで案内します。

3/23(火) 14:00～16:00 消費者月間講演会 オルガ5階

「これからどう付き合っていく？」With 銀行・金融商品・キャッシュレス 詳細はHP